

3	知事本局	首都移転反対の取り組み
事業概要	<p>国では、平成2年に衆・参両議院において「国会等の移転に関する決議」を採択し、平成4年の「国会等の移転に関する法律」の制定を経て、首都機能を東京から移転する計画を進めている。(国土交通省所管)</p> <p>平成11年12月、国会等移転審議会が、移転先候補地として栃木・福島地域、岐阜・愛知地域、三重・畿央地域の3か所を答申したものの、国会において候補地を絞ることができず、その後の議論は政党間両院協議会の場に移ったが、平成17年10月を最後に会議は開催されていない。</p> <p>東京都は、「首都機能移転」とは、国会、最高裁判所、中央省庁など、三権の中枢を移転することから、「首都移転」と何ら変わらないものと捉え、次の理由により、計画を白紙撤回し法律を廃止することを求め、反対活動を展開している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移転決議や法律制定時と比べ、社会経済情勢が大きく変化しており、もはや移転の意義は完全に失われている。 2 危機的な国家財政の中、首都移転のために、一点集中的に莫大な経費をかけることは壮大な無駄遣いであり、国力を衰退させることになる。 3 現代社会において、政治と経済は不可分であり、政治のみを切り離れた都市は十分な機能を果たさない。 4 移転が災害対応力の強化につながるかは疑問であり、むしろ、首都移転の有無にかかわらず、大規模災害に備えたバックアップ体制を整備すべきである。 5 優先すべきは、首都圏を再生することであり、国際競争力を高める空港機能の充実や都心の慢性的な交通渋滞を大幅に解消させる三環状道路の整備などによって、日本の国際競争力を回復することである。 	
これまでの経過	<p>H 2.11 「国会等の移転に関する決議」に対し、「十分な国民的議論を経ることなく、決議のみを先行させたもの。国民の広範な議論を踏まえて慎重に対処すべき」と知事コメントを発表</p> <p>H 7.12 国土庁長官あて「首都機能の移転問題に関しては、長期的視点に立った十分な議論と慎重な対応を強く要望する」と要望書を提出</p> <p>H 8. 6 国会等の移転に関する法律の改正に対し、「国民の合意の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて検討する」としたことは評価できる」と知事コメントを発表</p> <p>H11. 9 衆議院「国会等の移転に関する特別委員会」に知事が参考人として意見陳述</p> <p>H11.10 民間と行政が一体となって広く国民に首都移転反対を訴える「首都移転に断固反対する会」を結成</p> <p>H11.12 東京体育館において、1万人が参加する「首都移転に断固反対する国民大集会」を開催</p> <p>H12.11 首都移転の経済的妥当性の有無を検証した「首都移転の費用対効果の検証について」を公表</p> <p>H13.10 「首都移転の再検証について」を公表</p> <p>H13.11 衆議院「国会等の移転に関する特別委員会」に知事が参考人として意見陳述</p>	

これまでの経過	H14. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7 都県市共同で調査報告書「首都機能のバックアップ方策の検討について」発表 ・ 参議院「国会等の移転に関する特別委員会」に知事が参考人として意見陳述 ・ 東京都議会、首都移転に断固反対する会と共同で「首都移転断固反対総決起集会」開催 ・ 衆議院「国会等の移転に関する特別委員会」、移転先候補地の絞り込みを当面先送り
	H14. 7	衆議院「国会等の移転に関する特別委員会理事会」、移転規模等の見直しを検討し、平成 15 年通常国会で移転可否の決議をするなどを申し合わせる。
	H14.12	衆議院「国会等の移転に関する特別委員会」、次期通常国会において、これまでの議論の集大成を行うため、経過や論点等を取りまとめた調査経過報告書を作成することを決定
	H15. 5	衆議院「国会等の移転に関する特別委員会」、「国会等の移転に関する中間報告書」を取りまとめ、衆議院議長に提出
	H15. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参議院「国会等の移転に関する特別委員会」、「国会等の移転に関する調査報告（中間報告）」を取りまとめ、参議院議長に提出 ・ 国会等の移転に関する政党間両院協議会を発足し、「国会等の移転について国会の意思を問う方法」について協議を始める。
	H 16.12	政党間両院協議会座長とりまとめ
	H17.10	特集号「首都移転問題ニュース - 首都移転の終結を - 」を発行
	H17.10	政党間両院協議会で危機管理機能の中枢の優先移転に係る予算要求について議論
	H18.8	新「首都圏整備計画」策定にあたり、意見表明・提出
	H18.11	「国土形成計画（中間のとりまとめ）」に対し意見提案
	H19.1	「国土形成計画（全国計画）」策定にあたり、東京都及び八都県市共同で計画提案を実施
	H19.6	「国土形成計画（全国計画）素案」に対し、八都県市で意見表明・提出
	H19.12	「国土形成計画（全国計画）原案」に対し、東京都及び八都県市共同で意見表明・提出
	H20.7	「国土形成計画（全国計画）」閣議決定、国会等の移転については、法律に基づいて国会で進められている検討の方向等を踏まえる必要がある旨の記述がなされた。
	H21.8	「国土形成計画（首都圏広域地方計画）」が決定。首都機能移転に関する記述はなく、関連として、大規模地震の際に首都中枢機能を維持・確保するため、バックアップ機能の充実と広域首都圏各自治体の連携について盛り込まれる。

現在の進行状況	<p>平成15年通常国会において、衆参両院の「国会等の移転に関する特別委員会」は中間報告をとりまとめ、その中で、両院の密接な連携の下に検討を進めることを求めた。これを受けて、「国会移転に関する政党間両院協議会」が設置され、「国会等の移転について国会の意思を問う方法」について検討が行われ、平成16年12月22日、座長とりまとめが出された。その後も引き続き「危機管理機能の中核の優先移転」について検討することとされている。</p> <p>座長とりまとめでは、国会等の移転については、諸問題の解決の道筋が見えた後に意思決定を行い、今後は、危機管理機能の中核等の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行っていくとしているが、平成17年10月を最後に政党間両院協議会は開催されていない。</p> <p>一方、国の国土政策に関する計画である国土形成計画の策定に際して、東京都及び八都府市で、首都移転を盛り込まないよう意見表明を実施してきた。しかし、平成20年7月に閣議決定された「国土形成計画(全国計画)」においては、首都移転に関する記述がなされている。</p>		
今後の見通し	<p>移転の是非を含めた問題はいまだ解決していないため、東京都としては引き続き、国の動きを注視し、都議会、首都移転に断固反対する会、九都府市等と連携・協働しながら、あらゆる機会をとらえて、首都移転の計画を白紙撤回し、「国会等の移転に関する法律」を廃止することを求めていく。</p>		
問い合わせ先	知事本局 地方分権推進部 広域連携・首都調査担当	電話	03-5388-2151